

教授就任 22 年の研究結果報告書

2025 年 7 月 1 日提出

増井良啓 (2003 年 7 月教授就任)

研究結果の目録 (2015 年 7 月 - 2025 年 6 月)

## I 著書

- 1 『国際租税法』 (共著, 東京大学出版会, 2015 年 11 月第 3 版, 2019 年 12 月第 4 版). 本書第 3 版の韓国語訳として, 조윤희ほか 『국제조세법』 (세경사 2017 年 6 月).
- 2 『租税法入門』 (有斐閣, 2018 年 7 月第 2 版, 2023 年 12 月第 3 版). 本書第 2 版に基づく安佐鎮判事による韓国語版として, 『조세법입문』 (박영사 2021 年 2 月 1 日).

## II 編著書

- 1 『租税法判例六法』 (共編, 有斐閣, 2015 年 7 月第 2 版, 2017 年 7 月第 3 版, 2019 年 7 月第 4 版, 2021 年 8 月第 5 版, 2023 年 8 月第 6 版) .
- 2 『租税法判例百選』 (共編, 有斐閣, 2016 年 6 月第 6 版, 2021 年 6 月第 7 版) .
- 3 『ケースブック租税法』 (共編著, 弘文堂 2017 年 9 月第 5 版, 2023 年 9 月第 6 版) .
- 4 『市場・国家と法—中里実先生古稀祝賀論文集』 (共編, 有斐閣, 2024 年 8 月) .

## III 日本語論文

- 1 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換—CRS が意味するもの」 論究ジュリスト 14 号 218-223 頁 (2015 年 8 月) .
- 2 「再分配の手法と税制」 租税法研究 44 号 1-13 頁 (2016 年 7 月) .
- 3 「国外源泉所得の受け皿規定」 トラスト未来フォーラム 『金融取引と課税(4)』 17-38 頁 (2016 年 7 月) .
- 4 「租税手続法の国際的側面」 宇賀克也・交告尚史編 『現代行政法の構造と展開 小早川光郎先生古稀記念』 199-214 頁 (2016 年 9 月) .
- 5 「日本の消費税はどこへいくか—国際比較からの展望」 日税研論集 70 号 515-580 頁 (2017 年 1 月).
- 6 「課税情報の交換と欧州人権条約」 法学新報 123 卷 11・12 号 333-356 頁 (2017 年 3 月) .
- 7 「国際課税における手続の整備と改革」 日税研論集 71 号 1-33 頁 (2017 年 3 月) .
- 8 「租税条約の締結に対する国会の関与」 フィナンシャル・レビュー 129 号 44-65 頁 (2017 年 3 月), 中里実ほか編著 『租税法主義の総合的検討』 217-250 頁 (有斐閣, 2021 年 12 月) に所収.

- 9 「国際課税の制度設計」金子宏監修『現代租税法講座 第4巻 国際課税』3-27頁（日本評論社 2017年8月）。
- 10 「『グローバルな税の透明性』と信託」能見善久＝樋口範雄＝神田秀樹編『信託法制の新時代－信託の現代的展開と将来展望』363-378頁（弘文堂，2017年11月）。
- 11 「実現原則と国外転出時課税制度」日税研論集74号81-122頁（2018年9月）。
- 12 「納税者情報の公開」金子宏＝中里実編『租税法と民法』581-599頁（有斐閣，2018年11月）。
- 13 「今後の消費税法上の解釈問題」ジュリスト1539号54-60頁（2019年12月）。
- 14 「支店外国税額控除の設計」中里実ほか編『信託課税研究の道標』290-302頁（有斐閣，2019年12月）。
- 15 「4号所得の空洞化」中里実ほか編『信託課税研究の道標』303-318頁（有斐閣，2019年12月）。
- 16 「日米租税条約と国会1954-2004」税大ジャーナル31号127-141頁（2020年7月）。
- 17 「憲法と租税条約」日税研論集77号333-368頁（2020年9月）。
- 18 「デジタルサービス税と日本」論究ジュリスト36号243-247頁（2021年4月）。
- 19 「【特集】国際課税の歴史的な合意－デジタル課税と最低税率をめぐって 経緯」ジュリスト1567号14-20頁（2022年2月）。
- 20 「英国所得税改革の動向」日税研論集80号61-88頁（2022年3月）。
- 21 「グループ通算制度について」渋谷雅弘ほか編『水野忠恒先生古希記念論文集 公法・会計の制度と理論』629-641頁（中央経済社，2022年3月）。
- 22 「GAFAsの利益をつかまえる－経済のデジタル化と国際課税ルール」東京大学法学部「現代と法」委員会編『まだ、法学を知らない君へ－未来をひらく13講』169-182頁（有斐閣，2022年7月）。
- 23 「国際課税の変化と紛争処理のあり方」自由と正義73巻10号（2022年10月）8-13頁。
- 24 「英国の所得税と再分配」日税研論集84号31-66頁（2023年9月）。
- 25 「美術品の課税－再論のために」トラスト未来フォーラム『金融取引と課税(6)』43-67頁（2024年3月）。
- 26 「序文：21世紀における課税と納税－税務執行を巡る国際的議論を踏まえて－」フィナンシャル・レビュー156号1-3頁（2024年6月）。
- 27 「納税協力と納税非協力－税務長官会議の報告書を中心として」フィナンシャル・レビュー156号145-178頁（2024年6月）。
- 28 「米国の内国歳入法典162条(e)について」法律時報96巻9号37-41頁（2024年8月）。

- 29 「準自発的コンプライアンスについて」 増井良啓・瀧圭吾・浅妻章如・吉村政穂・藤谷武史・神山弘行編『市場・国家と法—中里実先生古稀祝賀論文集』87-103頁（有斐閣，2024年8月）。
- 30 「租税競争をくいとめる」 東京大学法学部「現代と法」委員会編『いま，法学を知りたい君へ 世界をひろげる13講』185-199頁（有斐閣，2024年9月）。
- 31 「南北問題と租税法—グローバルサウスの声にどう向き合うか」 慶應義塾大学法学研究98巻1号480-464頁（2025年1月）。
- 32 「横浜国立大学時代の金子宏先生—国際課税を中心として」 日税研論集56号57-77頁（2025年3月）
- 33 「納税協力のシグナル行動モデル」 トラスト未来フォーラム『金融取引と課税(7)』121-133頁（2025年4月）

#### IV 英語論文

- 1 「Taxation and development in Japan」, Japanese Reports for the XIXth International Congress in Comparative Law (Vienna, 20-26 July 2014), ICCLP Publications No. 14, 246-252 (2015.05), 補正したものが University of Tokyo Journal of Law and Politics, Vol.12, Summer 2015, 55-60, さらに Karen B. Brown ed., Taxation and Development - A Comparative Study 205-213 (Springer 2017) に所収.
- 2 「The Responsibility of Judges in Interpreting Tax Legislation: Japan's Experience」 Osgoode Hall Law Journal 52.2 (2015) : 491-512.
- 3 「Introduction of the Authorised OECD Approach into Japanese Domestic Law」 Bulletin for International Taxation, Vol.69, No.9, 510-519 (2015.09). なお，王玉华氏による中国語訳が税収译丛 2016 年第 1 期 55-66 頁。
- 4 「Interaction between Tax Treaties and Domestic Law in Japan - the Role of a Coordinating Statute」 in NYU ed., ITP@20, 335-347 (2016).
- 5 「Impact of BEPS Actions on Theoretical and Legal Frameworks」 Sam Sim and Mei-June Soo ed., "Asian Voices: BEPS and Beyond" 285-295 (IBFD, 2017.07) .
- 6 「Legal Interpretation of Tax Law : Japan」 Robert van Brederode and Richard Krever ed., Legal Interpretation of Tax Law 303-316 (Kluwer Law International, 2nd edition, 2017.08).
- 7 「Article 22: Capital」 in IBFD, Global Tax Treaty Commentaries (IBFD, online, 2018.04-present).
- 8 「Parliamentary Involvement in the Conclusion of Tax Treaties in Japan」 Brian Arnold ed., "Tax Treaties After the BEPS Project: A Tribute to Jacques Sasseville" 191-204 (Canadian Tax Foundation, 2018.08).

- 9 「COVID-19 and Japanese Tax Policy」 Intertax, Vol.48, Issue8/9, 783-786 (2020.08)
- 10 「Japan's Consumption Tax: experimenting a VAT without invoice for 30 years」  
Robert van Brederode ed. Virtues and Fallacies of VAT: An Evaluation after 50 Years,  
515-528 (Wolters Kluwer, 2021.08).
- 11 「HNWIs and Exit Tax in Japan --- Developments in a Digital Age」 Georg Kofler,  
Ruth Mason, and Alexander Rust ed., Thinker, Teacher, Traveler: Reimagining  
International Tax, Essays in Honor of H. David Rosenbloom, 367-378 (IBFD, 2021.09).
- 12 「Japan's Corporate Income Tax: 1995-2021」 Bulletin for International Taxation,  
Vol.75, No.11/12, 715-724 (2021.11).
- 13 「Corporate Taxation in Japan」 in Reuven Avi-Yonah ed., Research Handbook on  
Corporate Taxation 288-301 (2023.08).

#### V 書評・論文紹介

- 1 「BEPS 行動 4 の 2015 年報告書を読む」 租税研究 794 号 171-178 頁 (2015 年 12 月) .
- 2 「藤枝純＝角田伸広『移転価格税制の実務詳解』」 国際税務 36 卷 11 号 128 頁 (2016 年 11 月) .
- 3 「米国の VAT 導入論を読む」 租税研究 806 号 282-288 頁 (2016 年 12 月) .
- 4 「OECD, MULTILATERAL CONVENTION TO IMPLEMENT TAX TREATY RELATED MEASURES TO PREVENT BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING (November 2016, 48pp.)」 国家学会雑誌 130 卷 7＝8 号 565-569 頁 (2017 年 8 月) .
- 5 「『租税の確実性』 報告書を読む」 租税研究 815 号 156-163 頁 (2017 年 9 月) .
- 6 「松田浩道『憲法秩序における国際規範：実施権限の比較法的考察』を読む」 トラスト未来フォーラム『金融取引と課税(5)』 19-44 頁 (2018 年 8 月) .
- 7 「北村豊『争えば税務はもっとフェアになる』」 旬刊経理情報 1590 号 69 頁(2020 年 10 月).
- 8 「佐藤英明『新版信託と課税』を読む」 税研 217 号 70 頁 (2021 年 5 月) .
- 9 「GAF A と国際課税ルール」 法律時報 94 卷 1 号 1-3 頁 (2022 年 1 月).
- 10 「山里孫存著サンマデモクラシー」 ジュリスト 1580 号 81 頁 (2023 年 2 月) .
- 11 「小塚報告に対するコメント」 租税法研究 51 号 39-41 頁(2023 年 6 月).
- 12 「法学教室プレイバック第 10 回 租税法分野」 法学教室 491 号 67-70 頁 (2021 年 8 月) .
- 13 「Daunton 教授の英国税制史を読む Martin Daunton, Trusting Leviathan: the Politics of Taxation in Britain 1799-1914 (Cambridge University Press, 2001)」 税大ジャーナル 33 号 191-211 頁(2021 年 8 月).

- 14 「本書の出版を喜ぶ」野田恒平『還流する地下資金—犯罪・テロ資金・核開発マネーとの闘い』i-ii 頁（中央経済社，2023 年 12 月）。
- 15 「鶴田廣巳著『グローバル時代の法人課税と金融課税』」産業経理 84 巻 1 号 120-121 頁（2024 年 4 月）。
- 16 「TCJA 以降の米国国際課税に関する Clausing 教授の論文を読む」租税研究 897 号 226-232 頁（2024 年 7 月）。

## VI 事例研究・判例評釈

- 1 「租税条約の不在?!—国際取引と租税法」法学教室 425 号 34-40 頁（2016 年 2 月）。
- 2 「法人税法 64 条の 2 の『リース取引』に該当しないとされた事例」ジュリスト 1504 号 131-134 頁（2017 年 4 月）。
- 3 「税務調査と国税犯則調査」宇賀克也ほか編『行政判例百選 I 第 7 版』212-213 頁（2017 年 11 月）。
- 4 「租税法の解釈」中里実ほか編『租税法概説第 3 版』51-65 頁（有斐閣，2018 年 12 月），同編『租税法概説第 4 版』59-72 頁（有斐閣，2021 年 12 月）。
- 5 「不動産譲渡対価の支払に際しての非居住者該当性の確認」『最新租税基本判例 70』175-178 頁（2019 年 11 月）。
- 6 「輸出業を営む個人事業者が課税仕入れを行っていないとされた事例」ジュリスト 1549 号 124-127 頁（2020 年 9 月）。
- 7 「機器の更新」「隣人訴訟」「タヒチの黒真珠」佐藤英明編著『租税法演習ノート（第 4 版）』21-33, 81-93, 115-131 頁（弘文堂，2021 年 3 月）。
- 8 「低額譲渡と法人税法 22 条 2 項」「無利息融資と法人税法 22 条 2 項」共編『租税判例百選第 7 版』102-103 頁，104-105 頁（2021 年 6 月）。
- 9 「税務調査と国税犯則調査」斎藤誠ほか編『行政判例百選 I 第 8 版』206-207 頁（2022 年 11 月）。
- 10 「複数議決権株式発行会社が外国子会社に当たらないとした事例」ジュリスト 1580 号 142 頁（2023 年 2 月）。
- 11 「立退料について消費税法上の『資産の譲渡』に当たらないとした事例」ジュリスト 1609 号 130-133 頁（2025 年 5 月）。

## VII シンポジウム・座談会・インタビュー

- 1 「21 世紀初頭の国際課税を語る—国際課税研究会 2006-2016—」租税研究 808 号 5-55 頁（2017 年 2 月）。
- 2 「変容する租税条約と国内法の重要論点」法の支配 193 号 6-35 頁（2019 年 4 月）。
- 3 「結合企業課税の 20 年：2001-2021」税大ジャーナル 34 号 71-85 頁（2022 年 5

月)。

4「ケースブック租税法座談会」弘文堂ウェブサイト(2024年3月)。これは『ケースブック租税法』初版刊行時の2004年3月27日収録の記録を、刊行20年の節目に公開したもの。

5「金子宏先生を語る」税研238号1-8頁(2024年11月)。

6「フィナンシャル・レビュー『21世紀の課税と納税』の見所 責任編集者増井良啓教授に聞く」ファイナンス708号85-90頁(2024年11月)。

## 研究結果の説明

### 1. はじめに

私の研究は50代半ばに転機を迎えた。従来からの租税法研究の延長線上にありつつも、研究の着眼点において重要な変化が生じている。

契機となったのは、租税手続法の国際的側面に関する研究を進める過程で、租税法における法執行の重要性に強い関心を抱くようになったことである。執行可能性が担保されなければ、いかなる租税制度も機能しない。この厳然たる事実を、個別具体の論点に取り組むたびに痛感した。おのずから、税務行政組織の能力や、人々の制度への信頼に関する問題意識が強まった。このような問題意識は、英国所得税の歴史に触れる中で、さらに大きくなった。「長い19世紀」の英国所得税制こそ、国家に対する人々の信頼を醸成するものだったからである。

こうして、納税者の遵法行動の基盤を成すものが何か、といった、より基礎的なテーマへの関心が強まった。一言でいえば、私の研究は、「人はなぜ納税するか」という根源的な問題に導かれるようになったのである。

以下では、このような変化を背景としつつ、国際租税法に関する研究(→2)、および、租税法の基礎理論に関する研究(→3)の二領域に分けて、この時期の研究結果を説明する。説明にあたっては、2015年7月から2025年6月にかけての10年間を「この時期」と呼び、たとえば上記目録Ⅲの論文1を「Ⅲ1」のようにして略記する。

### 2. 国際租税法

#### (1) 国際課税一般

- 教科書『国際租税法』を2回改訂した(Ⅰ1)。この時期、いわゆる BEPS プロジェクトが国際租税法の風景を急速に変えた。これに対応すべく、認識枠組みの更新につとめた。
- 講座ものに寄せた論文(Ⅲ9)で、執行管轄権の領域的限界を克服するための国家間協力の進展が、立法管轄権のあり方に影響すると主張した。執行できないルールは定立しても意味がないという見方を押し出したのである。

- シンガポールとマレーシアの同僚からの求めに応じ、BEPS プロジェクトを批判的に評価する英語論文を寄稿した (IV5)。関連して、BEPS 防止措置実施条約にコメントした (V4)。
- 国際課税ルール形成におけるグローバルサウスの声の高まりを受け、国際租税協力に関する国連枠組み条約をめぐる一連の動きに対し、日本政府がどのような方針で臨むべきかを論じた (III31)。
- 金子宏教授追悼論集で、金子教授の法人税制調和論に光を当て、1990年代から現在までの展開を批判的に回顧した (III32)。
- 既公刊論文を書物に所収した (III14 と III15)。

## (2)租税手続法の国際的側面

- 国際的脱税の温床であった銀行秘密が廃止され、金融口座情報が各国課税当局間で自動的に交換される体制が整った。そこで、その経過と動因を検討し、口座情報の当局間共有が何を意味するかを論じた (III1)。この論文がどこまで読まれたかはわからないが、この時期、グローバル環境下の法執行の重要性が日本の学界においても急速に認知され、同種テーマに取り組む研究者が増えたように思う。
- 租税手続法の国際的側面に関して、連作を書いた。総括論文 (III4) として、外国当局との間の情報共有に際して納税者に通知がなされない点を指摘し、改善の必要性を指摘した。また、各国当局間情報交換と欧州人権条約との関係を検討した (III6)。さらに、租税手続の整備に関する共同研究に寄稿した (III7)。
- 誰の財産や所得であるかわからないと、課税できない。そのため、実効的な課税のためには、組織の背後にある実質的支配者 (beneficial owner) をつきとめることが必要になる。法人に関する議論が先行する中で、新規性のある主張として、信託を操る自然人の特定を課題として示した (III10)。この研究を通じて、地下資金をめぐる諸法制との接点を意識するようになった。
- 国別報告 (Country-by-country reporting) の一般公開論に刺激を受け、納税者情報を公開する根拠と実例を探った (III12)。その結果、現在の日本とは異なり納税申告情報を広く一般に公示する国など、多様な実例が存在することがわかった。
- 国際課税ルールが自国と相手国との間で相互の関係を強め、納税者にとって複数の国との間での紛争が増加する。「租税の確実性 (tax certainty)」に関する動向を紹介し (V5)、日本の法曹に能動的参加を訴えた (III23)。

## (3)租税条約

- 租税条約の締結にあたり日本の国会がどう関与してきたかを検討した (III8)。そ

の過程で、明治憲法下の慣行が梅謙次郎博士の学説に基づいていたことを再発見した。また、日本国憲法の下で国会承認が必要とされたにもかかわらず、徐々に国会関与の希釈化が生じた様子を明らかにした。並行して、日米租税条約の締結と改訂を素材に、国会審議の様子をあとづけた(Ⅲ16)。あわせて、これらの研究成果を英語論文にまとめ、カナダの同僚の退職記念論文集に寄稿した(Ⅳ8)。

- 日本国憲法 70 周年記念の共同研究の機会に、租税条約の国内実施に視野を広げた(Ⅲ17)。そこでは、国際法学・憲法学の学説状況を参照し、実施権限を動的に把握する学説を取り込んだ。書評(V6)を書くことによって考えが進む、という貴重な体験ができた。
- 恒久的施設帰属所得の範囲につき租税条約と国内法との平仄を揃える日本の 2014 年度税制改正について、英語で紹介した(Ⅳ3)。これは、2015 年 2 月にシドニー大学の同僚たちを東大に招いて研究集会を開いた折の報告を基にしている。
- 日本法は、租税条約等実施特例法という法律を設けることで、租税条約の国内実施を円滑にしている。このやり方の長所を外国の読者に示すべく、ニューヨーク大学国際課税プログラム 20 周年記念論集に寄稿した(Ⅳ4)。
- 租税条約と国内法の関係に関する各論として、外国税額控除における国外源泉所得の受け皿規定の解釈を論じた(Ⅲ3)。
- 国際取引に際して租税条約の基本的理解を欠くことでどれほどの不利益が生ずるかを、裁判事案を素材として学生向けに説いた(VI1)。
- オランダの研究機関 IBFD でグローバル租税条約注釈(Global Tax Treaty Commentaries, GTTC)プロジェクトがはじまった。これは、各国の専門家が結集して二国間条約や各国裁判例を収集・分析し、注釈をオンラインのデータベースにまとめようという企画である。私は、租税条約の中でも最も光のあたっていない「資本」の条項を担当することにした。2018 年春に初版を公表し(Ⅳ7)、その後も定期的に更新している。

#### (4) デジタル化への対応

- グローバルに展開する IT 企業は、顧客の所在する市場国 (market state) に物理的拠点を置かなくても巨利を得ることができる。これに対応してデジタルサービス税を導入する動きが、欧州主要国などで生じた。この中で、日本の現下の租税政策としては防御的検討を旨とすべきであると主張した(Ⅲ18)。私は 1990 年代後半に、電子商取引の課税問題に取り組んでいた。それから 20 年以上が経過し、この時期には、巨大 IT 企業の興隆を前にして、改めて課税ルールを検討するめぐりあわせになったのである。
- 2021 年 10 月、2 つの柱から成る歴史的な国際合意が成立した。そこで、ジュリスト誌で特集を企画し、合意に至る経緯をやや長いスパンで論じた(Ⅲ19)。図式

的に言えば、脱税の防止から租税回避の防止へ、さらに課税権分配基準の修正へと国際協調が進んできたという見立てである。もっとも、合意成立の当初から、課税権分配基準の修正には困難が予想された（V9）。

- その後、国際合意のうち柱1 (Pillar One)について検討が進み、多国間条約の草案が作成された。しかし、米国の参加を得られず、発効の見込みがたっていない。駒場でのオムニバス講義の場を借りて、私の見通しを語った（III22）。
- これに対し、国際合意のうち柱2 (Pillar Two)については、各国の国内法で採用例が増え、日本の税制改正にも取り入れられた。他方で、国内民主的政治過程のバイパスや、納税協力コストの飛躍的増大をはじめとして、多くの課題がある。再び駒場のオムニバス講義で状況を率直にお伝えし、活字にした（III30）。

### 3. 租税法の基礎理論

#### (1)所得課税

- 教科書『租税法入門』（I2）を2回改訂し、この間の研究成果を取り入れた。
- 新型コロナウイルス感染症による自宅待機中に、Daunton教授の『リバイアサンを信頼する—英国租税政治 1799-1914』をじっくり読むことができた。尽きせぬ宝庫と感じ、税務大学の租税史研究会で報告して書評を書いた（V13）。
- 日本税務研究センターにおける比較法の共同研究で、自ら進んで英国の章を担当した。英国所得税の近年の動向をレビューし、社会保険料との密接な関係を示した（III20）。英国所得税の再分配パフォーマンスについて、近年の実証研究を整理した（III24）。遅まきながらこの時期になってようやく、所得税発祥の国である英国の租税法が面白いと思うようになった。

#### (2)再分配

- 租税法学会の学会報告で、現下の財政制約の下において、再分配のために現代日本の税制にできることが何かを論じた（III2）。「税制と分配的正義」というテーマは、1994年度法学部演習でロールズ『正義論』を会読したころから継続的に取り組んでおり、私の租税法理解にとって重要な一部を成している。
- 富裕層課税の重要な要素として、国外転出時課税を取り上げた（III11）。その英語版では、日本の裁判例の事案を詳しく説明し、人の移住に関する社会学の知見などを交えて論を進めた（IV11）。
- 給付面への税制の活用は、貧困対策のひとつの鍵である。新型コロナウイルス感染症拡大期の日本の政策の特徴を、外国の専門家に紹介した（IV9）。

#### (3)付加価値税

- 消費税負担が高まる中、消費税法の研究がますます大事になっている。そこで、消費税に関する共同研究に参加し、日本の消費税法が国際ベストプラクティスか

ら逸脱しつつあり、EU型の古い付加価値税（Old VAT）に退行しつつあることに警鐘を鳴らした（Ⅲ5）。関連して、米国オバマ政権期の米国付加価値税導入論にコメントした（V3）。

- 軽減税率とインボイス制度の導入に際し、消費税率引き上げが必ずしも商品の値上げに直結するわけではないことを、日本マクドナルドの価格設定の実例などをまじえて日本の法律家に訴えた（Ⅲ13）。納税と価格形成の関係が一筋縄でないことを理解してほしいと考えたからである。
- 日本の消費税法が創設後30年間、インボイス制度なしに稼働してきたことは、国際的にみてユニークな経験である。その経験を外国の読者に知らせた（Ⅳ10）。私の主張は、少ない非課税項目と単一税率が日本消費税法の税収効率性を説明する、というものである。

#### (4)人はなぜ納税するか

- 伝統的に租税手続法と呼ばれてきた領域に、隣接する学問領域の知見を踏まえて新風を吹き込みたい。いつのころからかぼんやりと、この思いを抱いてきた。この時期の後半には、かねてからの思いを具体化する機会を得た。すなわち、財務総合研究所で雑誌の責任編集を引き受けた機会に、税務執行特集号を企画した。租税法だけでなく行政法や商法の専門家や、課税当局経験者、弁護士などの仲間を募り、オンラインで研究会を催した（Ⅲ26）。私の寄稿論文は、税務長官会議（Forum on Tax Administration）の報告書を系統的に読み解いた（Ⅲ27）。これはもっぱら資料的価値を追求したものであるが、結果的に、2010年前後に税務行政当局の自己認識が明確な進化を遂げ、現在に至っているという見取図を描くことができた。
- 財政学や政治学の論文にはよく引用されるのに、どういうわけか日本の法学文献で参照されてこなかったのが、「準自発的コンプライアンス（quasi-voluntary compliance）」に関するLevi教授の書物である。そこで、その紹介を書き、準自発的コンプライアンスの観念の中に強制とイデオロギーの要素が精妙に組み込まれていることを示した（Ⅲ29）。これは、法学部演習で文献を会読し、参加者と濃密に議論した成果を反映している。
- かつて私はシグナル行動モデルによる納税協力の分析に関心を持ち、これを検討する論文を書いた（2002年のこと）。この時期には、同モデルの適用に対していかなる批判が加えられ、その後の議論がどうなったかをあとづけた（Ⅲ33）。これも、演習における文献会読の副産物である。

#### (5)継続課題

- 連結納税制度が、2020年3月の税制改正によってグループ通算制度に組み替えられた。新しい制度を分析し、それが、（適用範囲こそ限定されているものの）赤字

企業への還付を認めたのと同じ結果を生むことを論証した (III21)。1980年代末に行った私の助手時代の研究は、最新の税制改正を分析する上でも一定の有用性を維持していた。あわせて、制度展開の様子を講演した (VII3)。これらの延長で、日本の法人税に関する英語論文を寄稿した (IV12 と 13)。

- 美術品の課税について以前 (2000年) に検討した折に、クリエイターの顔が見えないという課題が残っていた。そこで改めて、文化経済学の書物を参照するなどして再論のための検討を行った (III25)。
- 政治活動に関する寄附について以前に論文を書いたおり (2013年)、かなりの消化不良感が残っていた。再チャレンジの意味で、米国所得税制が100年にわたって一定のロビイング費用控除を否定してきた経緯を客観的に描いた (III28)。
- 日本最高裁判所の租税法解釈態度について英語論文を寄稿した (IV2 と 6)。

#### (6)判例評釈・事例研究

判例評釈は目録VI記載の通り、実定法研究者にしては少ないほうである。とはいえ、判例を読んでいないわけではない。言い訳めくが、『租税判例百選』(II2)と『ケースブック租税法』(II3)をそれぞれ2回改訂する作業に参加し、新しい重要裁判例を盛り込んだ。月2回定例の租税判例研究会で共同ホストを務めた。ジュリスト誌に「租税判例速報」欄を定期掲載するための助言を行った。

#### (7)書評・論文紹介

書評・論文紹介は私の好むジャンルであり、目録Vのものがある。米軍統治下の沖縄で争われたサンマ裁判のように、租税法の遡及適用に関する日米の差異を鮮やかに知らしめる書物との出会いもあった (V10)。ブログ上の機動的な書評も増えた (<https://ymastax.blogspot.com/>)。

#### 4. おわりに

以上を総括すると、この時期における私の研究関心は、実定法の分析にとどまらず、歴史的素材を含むより広範な素材の探求へと拡張された。実定法研究を表看板にして現代日本の租税法を検討する場合にも、それを歴史的過程の一コマとしてとらえる傾向が強まったのである。

私は、教授昇任後12年の研究報告書において、「国際租税法」というフィールドを獲得した旨を記した (法学部研究教育年報24号510頁, 524頁)。その後の10年間で、税制にとっての法執行の重要性を認識し、「人はなぜ納税するか」という問いにたどりついた。今後しばらくは、この問いに対する探求を基軸にすえて、租税法の研究を深めていきたい。